## EUからの家きん肉等の輸入に係るリスク評価報告書(案)概要

令和5年7月24日 消費·安全局 動物衛生課

### I. 背景

- 1. 我が国はこれまで、EU 加盟国9か国から輸入される家きん肉等に対し、リスク評価を実施し、高病原性鳥インフルエンザ(以下、「HPAI」と言う。)及び低病原性鳥インフルエンザ(以下、「LPAI」と言う。)(以下、HPAIと LPAI をまとめて「AI」と言う。)に係る地域主義を適用してきた。しかし、これらの条件のもとで現在我が国に輸入される家きん肉等には、EU 加盟国が、EU 規則に基づいて設定する、防疫措置や動物・畜産物の移動制限のための制限区域のみならず、その制限区域を含む州や県等の行政区画全体からの輸入を禁止するなどの我が国独自の上乗せのリスク管理措置が適用されている。
- 2. 2015 年 4 月、EU と我が国の間で、AI を含む特定の家畜疾病発生時における輸入停止地域を輸出国が設定する制限区域に限定することをお互いに認め合う動物検疫システムの相互認証に向けた協議を開始した。農林水産省は、EU 当局である保健衛生・食品安全総局(DG SANTE)への質問票等を通じて、リスク評価に必要な情報の収集を行い、これらの情報の基づき、EU からの家きん肉等の輸入に係る定性的なリスク評価を実施した。
- 3. 本リスク評価では、地域主義の適用単位を含む EU 規則に基づくリスク管理の下生産された家きん肉等の輸入を認めた場合の、我が国への AI の侵入リスクを評価の対象とすることとした。前述のとおり、適切なリスク管理体制の整備状況については別途の国別の評価が前提となることから、本評価は EU 規則の枠組みの妥当性についてのみを検討事項とした。また、地域主義を既に適用している加盟国の中から獣医体制の異なるフランス、ハンガリー及びポーランドを選定し、現地調査を含む査察を実施し、EU 規則の枠組みの実行可能性について確認を行った。

#### Ⅱ.評価事項

#### 1. 法令

EU においては、動物衛生法(規則 2016/429) を中心に動物衛生に関する規制の枠組みが構築されている。動物衛生法では、動物疾病のうちリスト疾病(listed disease) と新興疾病(emerging diseases) を予防と管理の対象

にしている。リスト疾病には口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、AI、アフリカ馬疫等が含まれ、EU 域内における発生状況や実施すべき措置に応じて、以下のカテゴリーに分類されている。AI は HPAI と LPAI に分けて規定されており、HPAI は、カテゴリーA、D 及び E に、LPAI はカテゴリーD 及び E に指定されている。

表:動物衛生法(9条)によるリスト疾病のカテゴリー分類

Α	EU 域内には通常存在せず、検出されたら直ちに撲滅措置を実施しなくてはならない疾
	病
В	すべての加盟国において、EU 全域における撲滅を目標とする管理を実施しなくてはな
	らない疾病
С	幾つかの加盟国で発生し、清浄化されている又は撲滅プログラムのある EU 地域への拡
	散を阻止するための措置が必要な疾病
D	EU 域内への侵入又は加盟国間の移動による拡大を阻止するための措置が必要な疾病
Е	EU 域内でのサーベイランスが必要な疾病

#### 2. サーベイランス体制

農場等の事業者は、リスト疾病及び新興疾病を検出するために動物の健康 観察を行う義務がある。また、事業者は、必要に応じて獣医師の健康観察を 受けることができる体制を確保しなければならない。

事業者は、HPAIを含むカテゴリーA疾病を疑う場合、直ちに加盟国の獣医当局に通報することが義務付けられている。一方、LPAIを含むカテゴリーE疾病(カテゴリーA疾病として指定されているものを除く)を疑う場合には、可能な限り速やかに加盟国の獣医当局に通報することとされている。

加盟国獣医当局は、カテゴリーE 疾病の存在を適時に検出できるサーベイランスプログラムを設計し、サーベイランス体制を確保する必要がある。特に、カテゴリーE 疾病のうち、深刻な経済的影響を伴う EU 全域にわたる家畜衛生又は公衆衛生上の脅威となる等の特定の条件を満たすと判断される疾病については、EU 当局の定めるユニオンサーベイランスの対象となる。欧州委員会は、ユニオンサーベイランスの対象疾病に対し、サーベイランスプログラムを作成し、加盟国獣医当局は、この枠組みのなかでサーベイランスを実施する必要がある。HPAI 及び LPAI は、このユニオンサーベイランスの対象疾病に指定されている。ユニオンサーベイランスプログラムは、家きんにおける HPAI の早期検出、カモ目等の臨床症状を示しにくい家きん種における HPAI の補完的サーベイランス及び LPAI が継続的に拡大している施設のクラスターの特定の4つの要素からなる。

## 3. 移動に係る規則

カテゴリーD疾病の拡大を防ぐため、事業者が動物を移動させるに当たっては、獣医当局によって登録及び認証されている農場由来であり、かつ移動する動物が識別及び登録の要件を満たしている必要がある。

加盟国内での移動に係る要件については、加盟国間の移動を妨げず、また 適切かつ必要な限度を超えない範囲において、加盟国が自由に講じることが できることとされている。

加盟国間での動物の移動に際して、出荷事業者は、動物に病気の症状がないこと、出荷農場に原因不明の異状な死亡が認められていないこと等を記載した申告文書を発行する必要がある。また、仕向け先の事業者となる農場や食鳥処理場は、当該動物を特定するための書類、出荷元の加盟国獣医当局が発行した健康証明書等に不備がないかの確認を行い、受け入れた動物の異状や書類の不備があれば獣医当局に報告し、一時的に当該動物を隔離することが求められる。家きんを他の加盟国に移動させるに当たっては、リスト疾病を疑う臨床症状を示していないこと、サーベイランスによって過去 21 日間にわたって LPAI の感染が確認されていない群由来であること等が求められる。獣医官は、健康証明書を発行するに当たり、これらの要件に適合していることを確認する。加盟国間での移動は、動物の移動に係る電子システムである TRACES によって管理される。

第三国からの輸入については、加盟国は、第三国からの動物及び動物由来製品について、第三国リストに定められた国の承認を受けた施設由来であり、EU域内における移動、取り扱い等に関する要件と同等の家畜衛生条件を満たしており、輸出国当局の健康証明書が添付されている場合には、EU域内への輸入を許可することとされている。家きんの輸入に関して、HPAIについては、輸出国又は地域で、OIE 陸生動物衛生規約等で定める所定の要件に沿ったサーベイランスプログラムが少なくとも6か月前から実施していること、HPAIの発生がないこと、HPAI ワクチン受けていないこと等が条件となっている。家きん肉については、これらに加え、由来となる家きんの飼養されている。家きん肉については、これらに加え、由来となる家きんの飼養されていた施設及びと殺された施設の周囲半径10km以内でと殺日の少なくとも30日前までの期間にHPAIの発生がなかったこと等の条件も課されている。

## 4.家きんでの HPAI に係る緊急対応計画及び防疫措置

加盟国は、HPAIを含むカテゴリーA疾病についての緊急対応計画を作成する必要がある。

HPAI の疑いが生じた場合、事業者は、すべての動物の搬入及び搬出の停止

等の措置を講じらければならない。加盟国獣医当局は、獣医官による臨床検査及び検査室検査のサンプル採取を通じて、所定の診断基準に基づき、発生の確認又は疑いの除外のための調査を行う。HPAI の発生を確認した後は、獣医当局は、防疫措置として、速やかに当該施設における殺処分、ウイルスの拡大防止のための衛生措置、汚染されている可能性のある物資の隔離等を行わなければならない。発生農場の疫学関連農場に対しては、疑い事例発生時と同様の検査及び措置が講じられる。

さらに、獣医当局は、HPAI 発生時、発生地点から半径 3 km 以内をプロテクションゾーン (PZ) に、発生地点から半径 10km 以内をサーベイランスゾーン (SZ) に設定する (以下、まとめて「制限区域」という)。獣医当局は、制限区域内の農場に対する訪問等を行った上で、動物又は製品の PZ 又は SZ への原則出入り禁止措置を講じる。ただし、生体や種卵を PZ 又は SZ 外に移動すること等は、PZ 及び SZ それぞれの所定の要件を満たしたうえで認められる。PZ 内由来の家きんから得た生鮮肉については、国内流通に限って認められる。また、これらの肉に対して、加熱処理等のリスク低減措置が行われていれば EU 域内流通も認められる。国内流通向け及び加熱処理等を行う加工場まで輸送中の生鮮肉には、それぞれ専用の標識の添付が義務とされている。一方、SZ 内由来の家きんから得た生鮮肉については、EU 域内流通が認められる。

PZ 内で講じられる措置は、所定の清掃・消毒が完了し、臨床検査及び必要に応じて実施される検査室検査による結果が良好であった場合、設定から 21 日経過後に解除され、SZ 内で講じられる措置に置き換えられる。置き換わった措置は少なくとも 9 日間維持される。SZ 内で講じられる措置は、所定の清掃・消毒が完了し、臨床検査及び必要に応じて実施される検査室検査による結果が良好であり、かつ上述の獣医官による訪問の結果が良好であった場合、設定から 30 日経過後に解除される。発生農場は、当局がリスクが無視できると判断した場合、所定の要件に沿って家きんを再導入することができる。

## 5. 野鳥での HPAI に係る防疫措置

加盟国獣医当局は、野鳥に HPAI の疑いが認められる場合、死後検査及び 検査室検査のサンプル採取を通じて、発生の確認又は疑いの除外のための調 査を行う。HPAI の診断基準は家きんと同様である。また、野鳥の死体等によ って汚染される可能性のある物資の清掃・消毒又は処分を監督する。

野鳥に HPAI の発生が確認された場合、獣医当局は、感染区域を設定することができる。病気の発生及び防疫措置に係る情報は、当局から、獣医師、狩猟者、その他関係当局等に直ちに通知される。当局が、感染区域を設定し

た場合には、死亡鳥等に対する死後検査、バイオセキュリティ対策等を講じる。また、当局は、感染区域内で、家きんの移動制限や狩猟活動等を規制することができる。感染区域は、家きんの飼養施設にリスクをもたらさないと 判断された場合解除される。

## 6. LPAI に係る防疫措置

加盟国は、動物及び種卵の移動に関して、LPAI を含むカテゴリーD 及び E 疾病に係る国内措置を自由に講じることができる。ただし、「3. 移動に係る規則」に記載の移動の手続に矛盾する措置、加盟国間の移動を妨げる措置、その他必要以上の措置を講じてはならない。このように、EU 規則では、HPAI を含むカテゴリーA 疾病に対して「4. 家きんでの HPAI に係る緊急対応計画及び防疫措置」に記載のとおり、発生施設に対する殺処分や移動制限等を含む防疫措置又は制限区域の設定について規定しているが、カテゴリーA 疾病に指定されていない LPAI については EU 共通の措置としてのこれらに関する規定はない。

#### 7. 診断体制

疑い事例の発生を受けて採取された呼吸器及び腸管、スワブを用いて、A型インフルエンザであることを特定するためのマトリックス(M)タンパク質の遺伝子に対する RT-PCR を行う。A型インフルエンザであると判定された場合は、亜型の特定のために H5/H7 遺伝子に対する RT-PCR を行う。その後、HPAIであることを特定するためにヘマグルチニン分子の開裂部位に係るシーケンシングを行う。また、古典的な検査手法として、流行の初発となる事例に対しては、SPF 鶏卵を用いたウイルス分離、血清学的検査及び静脈内病原性指数による病原性判定も実施される。血清学的検査(赤血球凝集抑制試験)により、家きんから採取された血清に H5/H7 亜型に対する特異的な抗体が検出されたときは、臨床検査及びウイルス学的検査が実施される。抗体のみが検出された時点では、疑い事例の基準には該当し、疑い動物の隔離等の予備的な防疫措置の対象となるものの、発生には該当しない。

EUにおける AI のリファレンスラボラトリー(EURL)は、ベネチア動物予防実験研究所(IZSVe)に指定されている。EURLは、サンプル採取方法及び検査方法の手順書を公開、加盟国のリファレンスラボラトリー(NRL)への技術的支援及び技能試験等を行う。

#### 8. 施設の登録・承認

家きんの飼養や輸送等を行う事業者は、事業者の名前、住所、施設の場所、

施設の詳細情報、動物の種類、飼養カテゴリー、頭数等を獣医当局に登録する必要がある。ただし、一定の基準を満たす軽微なリスクの施設は登録義務が免除される。また、と殺目的以外の目的の家きん及び種卵を他の加盟国に出荷しようとする施設は、当局による事前の承認が必要となる。当局は、立入検査を行い、当該農場が講じているバイオセキュリティ、健康観察の実施状況、記録の保管状況、適切な施設及び設備の設置状況等からリスクを判断し、承認の可否を決定する。加盟国は、承認した施設の登録簿を委員会及び他の加盟国に共有し、利用可能な状態にする必要がある。登録・承認を受けた施設は固有の番号を持つこととなる。

## 9. 農場の衛生管理

動物衛生法において、農場を含む動物を飼養する事業者は、飼養動物及び病気の拡大リスクを最小限に抑えること等に責任を負うこととされており、適切なバイオセキュリティ措置を講じることとされている。バイオセキュリティ措置は、適切な囲い、フェンス、屋根及びネットの設置並びに清掃・消毒及び昆虫やげっ歯類の防除を含む物理的な保護手段並びに、動物、製品、車両及び人の施設への出入り手順、装備の使用手順、移動に係る条件、動物又は製品の施設への導入に係る条件、導入された動物又は病気の動物の検疫・隔離措置並びに死亡動物やその他副産物を安全に処分するためのシステムを含む管理手段を通じて講じられる必要がある。また、事業者は、疾病予防及び措置の適用について獣医当局及び獣医師と協力するものとされている。

# 10. ワクチン接種

EU では従前、家きんへの AI ワクチンの接種は原則禁止とされていたが、多くの加盟国における HPAI による被害の増加を踏まえ、2022 年以来、HPAI ワクチンの家きんへの接種に関する検討が行われている。2023 年 2 月には、カテゴリーA 及び B 疾病の予防及び制御を目的としたワクチンの使用に係る委員会委任規則(2023/361)が公布され、翌月付けで施行された。当該規則は、HPAI を含む該当疾病へのワクチンの使用に関して EU 共通の枠組みを定めたものである。

当該規則によれば、加盟国は、HPAI ワクチンを使用する際、リスク評価を実施したうえでワクチン接種計画を作成する必要がある。加盟国は、ワクチン接種計画のなかに、執られるワクチン接種戦略(緊急的使用/予防的使用)並びに対象となる畜種、生産形態及び地域等を明記する必要があり、ワクチン接種計画作成後に、加盟国の判断で接種を開始することができる。実際の

接種に際しては、一定水準以上の強化サーベイランス及びリスク低減措置(生体や物品の移動制限)が義務付けられる。

2023 年7月現在、複数の加盟国においてワクチンの接種試験が行われているほか、リスク評価機関である欧州食品安全機関(EFSA)は、欧州委員会の求めに応じ、HPAI ワクチンに関するリスク評価を実施しているところであるが、現時点において EU では新規則の枠組みのもとで家きんを対象とした HPAI ワクチンの接種の実績はない。

## 11. トレーサビリティ体制

家きん及び種卵については、「8. 施設の登録・承認」に記載のとおり、と 殺目的以外の目的の家きん及び種卵を他の加盟国に出荷しようとする施設 は、当局による事前承認を受けたうえで、固有の番号が割り振られる。また、 他の加盟国に移動される種卵には、生産施設固有の承認番号が付されている 必要がある。ただし、20個未満の種卵の移動の場合はこの限りではない。ま た、登録又は承認を受けている施設は、当該施設に導入する動物の導入元及 び出荷先並びにそれらの日付に係る情報を獣医当局が定める期間(少なくと も3年間)に渡って保管する義務があり、これらの情報は当局に提供可能な 状態にしておく必要がある。

家きん肉等については、全ての食品事業者は、食品や食品の生産に係る動物等を供給する者を特定できるシステム及び手順を整備する必要があり、これらの情報は、要求に応じて当局に提供されなければならない。これらのトレーサビリティは、食品の生産、加工及び流通の全ての段階で確立されなければならない。また、動物由来の製品については、食品事業者は、出荷情報を記録して保管するだけでなく、出荷する食品に係る情報、出荷者の情報、ロット情報等を供給先の食品事業者へ伝達する必要がある。これらの情報は、要求に応じて当局に提供されなければならない。

また、EU域内で生産・加工された肉製品は国コード、施設番号及び加盟国の言語で「EU」を表す文字を含む楕円形の標識を付ける必要がある。

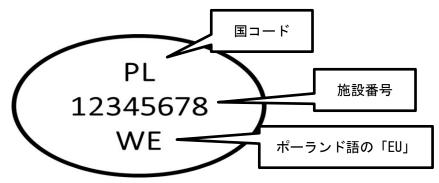


図 肉製品の流通の際に必要な標識 (ポーランドの例)

## 12. 食鳥処理場・カット場の衛生管理

家きんが農場から出荷される際には、農場は食鳥処理場に家きんの情報 (農場の衛生状態、家きんの健康状態・由来・投薬履歴・生産データ、管理 獣医師氏名等)を移動の24時間以上前に食鳥処理場に提供し、食鳥処理場 は情報を確認の上、受け入れの可否を判断し、獣医官に受け入れ動物の情報 の共有を行う。これらの手続きを経ていない動物が搬入された場合には、事 業者は直ちに、獣医官に通報を行い、獣医官から許可がでるまでと殺が保留 される。病気の症状を示す家きんや公衆衛生上重要な病原体で汚染されてい る家きんを食鳥処理場に輸送する場合は、当局によって許可された場合のみ 行うことができる。また、家きんの輸送容器は、輸送の度に清掃・消毒を行 う必要がある。

食鳥処理場及びカット場は、所定の要件を満たし、当局から承認を受けている必要があり、と殺に際しては、と殺前後検査の実施、交差汚染防止等を確保する必要がある。病気の動物又はその疑いのある動物、及び病気の撲滅・管理プログラムの適用によりと殺される動物は、当局の許可がない限りと殺しないこととされており(HPAI 及び LPAI は、この規定の「病気」に含まれる)、と殺される場合は、交差汚染を避けたうえで当局の監督下でと殺処理を行い、使用後には清掃・消毒を行うことになっている。また、動物衛生法に規定される疾病の症状は、と殺前後検査の確認事項となっており、症状を示す動物由来の肉は、人の消費に供してはならないとされている。

#### 13. EU 域内から第三国への輸出

加盟国は、第三国輸出しようとする動物及び動物製品に関して、EU域内で適用される登録、承認、トレーサビリティ及び移動に係る規則が遵守されていることを確保する必要がある。さらに、第三国獣医当局との間で合意している条件がある場合には、それに従う必要がある。

EU 域内から第三国に食品を輸出する場合には、EU の食品規則又は輸入国における規則を遵守する必要がある。また、第三国と EU 又は加盟国の間に同意があるときには、当該条件を遵守する必要がある。

我が国は、我が国が家きん肉等を輸入している EU 加盟国との間で、家畜衛生条件を締結しており、当局が発行する健康証明書を求めることとしているため、EU が日本に輸出する際には、事業者はこれらの条件に従う必要がある。なお、EU 加盟国では、地方当局の獣医官が、出荷時に健康証明書を発行するのが通例である。

## 14. 加盟国に対する欧州委員会の査察

DG SANTE は、動物衛生を含む特定の分野に関する EU 規則の実効性に関する査察を実施している。DG SANTE は、この査察を専門に行う部署として、衛生食品査察分析局を擁している。衛生食品査察分析局には、ほとんどの EU 加盟国から派遣された 160 名の専門家からなるチームがあり、EU 加盟国当局や EU に輸出を行う第三国が法的義務を確実に履行するよう管理している。これらの査察は、一般的には、個別の施設ではなく、管理体制に焦点を当てたものとなっている。結果については、原則的にウェブサイトで公表されている。これらの査察は、DG SANTE が作成した向こう5年間の優先順位を定めた計画に基づいて行われる。動物衛生分野の今期(2021-2025年)の優先項目として、ASF 及び HPAI への管理措置、サーベイランス並びにトレーサビリティシステム等が挙げられている。

査察報告書は、加盟国当局が是正措置を行う支援を行うための勧告を含むことができる。実施された是正措置は、フォローアップ査察等に検証される。 違反が深刻である場合、DG SANTE は、製品や動物の移動の制限・禁止を含む強力な措置を講じることができる。

### 皿. まとめ

欧州委員会は、加盟国が動物衛生に関して遵守すべきリスク管理の枠組みとして、動物衛生法を定めており、また、委員会委任規則及び委員会実施規則において、EU 域内への輸入、防疫措置、動物及び物品の移動制限、サーベイランス等について詳細を規定している。また、食鳥処理場等における衛生管理やトレーサビリティについては、食品衛生関係法令で規定している。このように EU では、AI のリスク管理に必要と考えられる一連の事項について、法令が整備されていると考えられる。

EUでは、動物の飼養者に対して、健康観察を行うことが義務付けられており、AIが疑われる場合には、当局に通報する義務が課せられている。また、AIに関しては、欧州委員会が枠組みを決定するユニオンサーベイランスの対象とされており、サーベイランスプログラムの内容についても EU 規則により加盟国内での調和が図られている。ユニオンサーベイランスのもとでは、家きん、野鳥に対するサーベイランスに加え、症状を示しにくい水きん類に対するサーベイランスについても対象とされており、疾病の早期検出等に有効なサーベイランスが実施されていると考えられる。

家きんの移動に当たっては、臨床検査結果等を含めた健康証明書の添付が 義務付けられているなど、移動による加盟国間での AI の感染拡大を防止す るための適切な措置を講じられているものと考えられる。

リスト疾病のうちカテゴリーA疾病に指定されている HPAI 発生時の防疫措置については、疑い事例発生時において、動物や物資等の移動禁止措置が講じられる。また、HPAI の発生が確認された際には、発生農場に対する殺処分及び清掃・消毒に加え、疫学的に関連のある農場に対する防疫措置も講じられる。疫学的情報等を踏まえてリスク評価を行い、必要と判断されれば予防的殺処分が行われる。また、獣医当局によって発生地点から少なくとも半径3km以内の地域がPZ、少なくとも10km以内の地域がSZとして指定され、これらの地域内では、バイオセキュリティやサーベイランスが強化されるとともに、動物や物品の移動が制限される。これらの措置は HPAI の農場間の拡大防止に有効に機能する仕組みであると考えられる。

一方、LPAI については、カテゴリーA 疾病には指定されていないが、EU 規則上、通報義務及びサーベイランスの対象とされている。また、発生農場からの生体の移動が発生から 21 日間制限されるなどの生体における疾病拡大の防止措置並びに発生農場の周辺農場及び接触の可能性がある農場への拡大状況の調査も講じられる。さらに、加盟国は追加的な措置を自由に講じることができることとされている。このように EU 規則では、生体を介した疾病の拡大防止を主眼としたリスク管理が講じられている。

診断については、疑い事例に対し、A型インフルエンザであることの判定、 H5/H7 亜型の特定及び病原性の判定といった流れで診断を行うこととされて いる。また、この診断方法について、EURL が加盟国の NRL に対して技術的な 支援等を行う体制がとられており、診断体制として妥当であると考えられる。

施設の登録・承認については、農場は原則的に登録が義務付けられており、 また、国外に動物を出荷する農場は別途当局の承認が必要となるなど、疾病 の拡大防止に有効な措置がとられているものと考えられる。

農場の衛生管理については、EU規則は、農場に適切なバイオセキュリティ措置を講じることしており、必要な設備、清掃・消毒、害虫・害獣の防除、動物、製品、車両及び人の施設への出入り手順等を課すこととしており、これらは疾病の農場への侵入防止に必要な基本的事項を網羅しているものと考えられる。

家きんへの AI ワクチンの接種については、原則的に禁止する体制がとられていたが、2023 年3月に HPAI を含む特定の疾病の予防及び制御を目的としたワクチンの使用に係る規則が施行され、HPAI ワクチンの使用に関してEU 共通の枠組みが定められた。2023 年5月時点において、複数の加盟国はワクチンの接種試験を実施し、HPAI ワクチンの接種について検討を行っているが、現時点において EU では新規則の枠組みのもとで家きんを対象としたHPAI ワクチンの接種の実績はない。また、この枠組みに従って今後加盟国が接種を実行することがあったとしても、執られるワクチン接種戦略並びに対象となる畜種、生産形態及び地域等は、加盟国において個別に計画されるものである。したがって、ワクチン接種を実行した加盟国からの生体又は畜産物の輸入の適否については、本評価の対象である EU 規則の枠組みとは馴染まないものと考えられる。

トレーサビリティについては、EUでは、製品に対するトレーサビリティを確保することとされており、生産された家きん肉等の製品には農家番号や施設番号が記載された EU 内で共通の標識が付されており、製品の由来や流通可能な製品であることを容易に識別できる仕組みとなっていた。これらのことから、我が国に輸出される製品についても、由来農場を追跡するための十分な制度が確保されていると考えられる。

食鳥処理場等における衛生管理については、食品衛生の観点から、一般的な衛生管理を講じることとされている。また、HPAI 及び LPAI を含む病気の動物又は病気が疑われる動物は、原則と殺されないこととされており、と殺される場合であっても、当局によって指定された施設において当局の監督のもと交差汚染を防止して行わなければならないこととされている。PZ 由来の動物と、それ以外の動物は分離されてと殺される必要がある。また、動物衛生法に規定される疾病の症状は、と殺前後検査の確認事項となっており、症状を示す動物由来の肉は、人の消費に供してはならないとされている。これらのことから、食鳥処理場等において、我が国に輸出される製品が AI の病原体に汚染されるリスクは極めて低いものと考えられる。

EU から第三国への輸出については、EU 域内の法令に従って生産されていること及び第三国と締結した輸出条件の遵守を獣医官が確認して輸出を行うこととされている。すなわち、我が国が EU 加盟国から輸入する家きん肉等に対して適用する地域主義の適用単位を EU の設定する制限区域に変更し

たとしても、加盟国がそれを遵守する枠組みが適切な形で確保されているものと考えられる。

これらの事項について、欧州委員会は、EU規則の実効性に関する査察を実施しており、加盟国のEU規則の実効性を伴った運用を監視している。また、農林水産省は、家きん肉等の輸入について AI に関する地域主義を既に適用しているフランス、ハンガリー及びポーランドの3つの EU 加盟国の査察を実施し、EU規則に規定するリスク管理の枠組みが加盟国にとって十分実行可能性を持つものであることを確認した。

以上から、EUには AI のリスク管理に関する適切な枠組みが構築されており、また既に我が国が地域主義を適用している国は、それらの枠組みを適切に実施することが可能な体制が整備されていることが改めて確認されたことから、EU 規則に基づくリスク管理の下生産された家きん肉等の輸入を認めた場合の、我が国への AI の侵入リスクは極めて低いと判断できる。ただし、我が国が地域主義の実施体制についてこれまでに評価を実施していない国については、EU の枠組みを適切に実施することが可能な体制が整備されているか等についての評価が必要であることに留意すべきである。